

地方分権の実現に関する意見書

政府は、先に閣議決定した「地方分権推進計画」に則して、第145回通常国会に所要の法改正案が提出され、衆議院で可決、いま参議院において審議中であり、地方分権はまさに具体的な実行段階にいたった。

地方分権に伴い、地方税財源の確保はもとより、我々自らも行財政改革を断行し、分権型社会の担い手にふさわしい地方行政体制を整備・確立することが強く求められており、とりわけ地方議会の活性化は不可欠である。

よって、政府・国会は、地方議会の活性化を図るため、特に下記事項の実現に万全を期されるよう強く要望する。

記

1 議会の自主性強化

- (1) 議員定数については、地域住民の意向を反映できるよう条例に委ねること。
- (2) 臨時会の招集用件を緩和するとともに、議長にも招集権を付与すること。
- (3) 議会の組織自治権を強化するため、定例会の回数、常任委員会の数及び1議員1委員会制限を撤廃すること。

2 議会の議決権の拡大

- (1) 市町村が議会の議決を経て定める「基本構想」を「基本構想及び基本計画」に改めること。
- (2) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう改めること。
- (3) 予算審議を徹底し、政策論議を活発にするため、具体的な施策内容を明示した「目」を議決の対象にすること。

3 議員の政策立案・審議能力の向上

- (1) 議会の政策形成機能を向上させ、議員が民意を反映した議案を提出しやすくするため、提出要件を緩和すること。
- (2) 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、十分な財政措置を講じ事務局体制を充実強化すること。
- (3) 地方議会の意見書については、国会も提出先を含め、かつ、誠実処理の義務を明文化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年6月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 自治大臣 自治政務次官 自治事務次官 総務庁長官